

2014年度

高校生の就職内定実態調査のまとめ

(10月末調査)

2014年12月22日(月)

全日本教職員組合

全国私立学校教職員組合連合

連絡先 〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館 全教

TEL 03-5211-0123

E-mail : zenkyo@educas.jp

2014 年度高校障害児学校生の就職内定調査（10 月末）の結果について

I 調査の概要とポイント…………… (1)

* 調査用紙

* 本調査における年度別就職内定率（10 月末）の推移

* 集約表 1：地域別・学科別就職決定状況

* 集約表 2：就職ルール違反など

II 調査結果の特徴について…………… (8)

2014年度卒業高校・障害児学校生の 就職内定実態調査(10月末調査)の結果について

2014年12月22日

全日本教職員組合(全教)

全国私立学校教職員組合連合(全国私教連)

I 調査の概要とポイント

全教と全国私教連は加盟組織等を通じて、高校・障害児学校卒業予定生徒の10月末現在の就職内定実態調査を実施しました。この調査は、1993年度に第1回調査を行って以来22回目となります。

調査結果の概要は以下のとおりです。集計の詳細は別紙集約表①②を、調査用紙は別紙を参照してください。

1. 集約状況

(1) 集約数

31道府県、443校(内訳:公立校409校、私立校34)

*2013年度調査31道府県、524校(内訳:公立500校、私立24校)

(2) 学科・課程等の内訳

○全日制普通科207校 ○全日制職業学科171校 ○定時制・通信制75校

○総合学科49校 ○障害児学校高等部19校 合計521校

*2013年度調査612校

(3) 対象となる生徒数

○調査対象校の卒業予定者数73,206人*2013年度調査92,703人

○そのうち就職希望者は24,748人(男子16,011人、女子8,737人)卒業予定者の33.8%

*2013年度調査人数27,254人(男子17,451人、女子9,803人)卒業予定者の29.4%

*12月12日発表の文部科学省調査によると、10月31日末現在の高校新卒者の就職希望者数は193,003人で、今回の調査はその12.8%にあたる。

2. 10月末就職内定状況等の概要(集約表①を参照)

(1) 内定率75.3%(男子78.0%、女子70.4%)

*2013年度調査72.0%(男子74.9%、女子66.8%)

(2) 地域別内定状況(カッコ内は前年、前々年同期の内定状況)

①北海道・東北70.6%(63.2%、56.0%) ②関東・甲越74.7%(65.5%、62.0%)

③北陸・中部・東海84.8%(81.2%、78.5%) ④近畿74.0%(70.6%、65.2%)

⑤中国・四国・九州70.8%(71.9%、69.5%)

(3) 学科・課程・校種別内定状況(カッコ内は前年、前々年同期の内定状況)

①全日制普通科64.5%(58.4%、54.3%) ②全日制職業科83.6%(80.4%、78.3%)

③定時制・通信制43.9%(36.3%、29.1%) ④総合学科70.5%(67.2%、59.4%)

⑤障害児学校高等部20.3%(20.3%、19.7%)

(4) 道府県の状況

就職内定率の高い順に、富山 93.5%、愛知 91.5%

就職内定率の低い順に、北海道 62.0%、和歌山 64.6%

(学校数が 10 校未満の県を除く)

(5) 「就職・進学以外」の率(カッコ内は前年、前々年同期の内定状況)

全体は 2.3% (2.7%、3.0%)

定時制・通信制 21.6% (27.8%、24.1%)、障害児学校高等部 35.9% (58.2%、63.1%)

(6) 就職内定に占める「不安定雇用」率

全体は 0.6% (男子 0.3%、女子 1.0%)

定時制・通信制 4.2%、障害児学校高等部 29.8%

3. 内定・求人取り消し等の就職ルール違反について

(集約表②による 1 件以上の報告のあった学校数)

(1) 「内定取消」

回答 387 校中 0 校 (昨年同期 468 校中 2 校)

(2) 「求人取消」

回答 387 校中 22 校 (昨年同期 455 校中 43 校)

(3) 内定・求人取消以外の就職ルール違反

回答 382 校中 57 校 (昨年同期 453 校中 56 校)

(4) 自衛隊の違法な勧誘

回答 381 校中 13 校 (昨年同期 437 校中 4 校)

(5) 求人の増減

365 校回答中、「増えた」313 校、「減った」5 校、「変わらない」47 校

(昨年同時期回答 449 校、「増えた」266 校、「減った」38 校、「変わらない」145 校)

2014 年度高校生の就職内定等実態調査用紙（10月末）

道府県名（ ） 学校名（ ） 記入者名（ ）

1. 課程別の就職希望者数と内定者数（10月末）

次の課程分類に従って下欄に数字を記入して下さい

①全日制普通科 ②全日制職業科 ③定時制通信制 ④総合学科 ⑤障害児学校高等部

課程分類	性別	就職希望者数 (10月末) A=B+C	就職内定者数 (10月末) =B	就職未内定 者数 =C	就職内定者中 の不安定雇用 の数 =D	進学希望者数 =E	進学・就職以 外の数 =F	合計=G (卒業予定者数) =A+E+F
	男							
	女							
	男							
	女							

2. 就職ルール違反について（数字・○印を記入して下さい）

就職内定の取消	有・無	件
求人取消	有・無	件
その他の「就職ルール」違反 *3	有・無	件
自衛隊の勧誘に関する問題 *4	有・無・不明	件

3. 求人の増減（○印を記入してください）

求人数 = [増加・減少・変わらない]（昨年度同時期比）

4. 求人内容（職種・労働条件等）の特徴等

*1「進学・就職以外」とは、進路希望が進学でも就職でもない生徒の数。家事手伝いを除く自営・家業は「就職」。

*2「不安定雇用」とは、パート・アルバイト、半年などの期間の定めのある雇用、契約社員、派遣業、請負業など。

*3その他の「就職ルール」違反とは、面接時における不適切な質問や人権侵害、募集と選考における企業の横暴など。

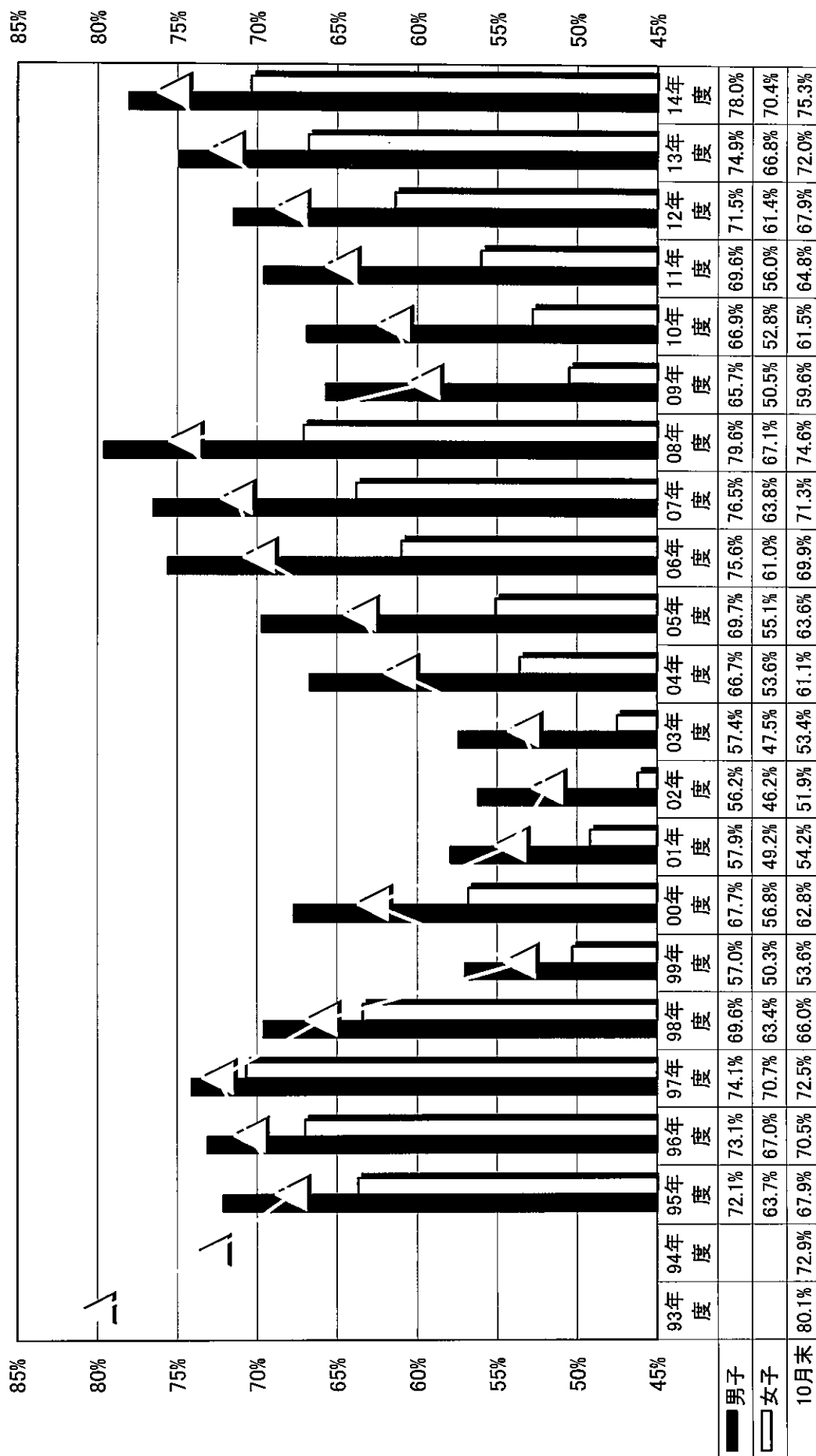
*4自衛隊に関しては、9月15日以前の勧誘、学校を通さない勧誘（家庭訪問・ダイレクトメール）などについて記入してください。

※「1. 課程別の就職希望者数と内定者数」と「2. 就職ルール違反について」は必ずご記入下さい。「3・4・5」については、わかる範囲でご記入下さい。

5. 現場の声（求人・就職内定の特徴と問題点、違法質問、長期化、厳選化など）

2014年度高校生の就職内定率(10月末)

高校生の就職内定率(10月末)の推移



「就職ルール」違反等の発生状況			内定 取消	求人 取消	就職ルール 違反	自衛隊の 違法勧誘	求人の増減(昨年比)		
							増	減	不変
北海道	報告数	「有」と回答した学校数	0	1	1	1	14	1	3
		報告学校数	19	19	19	19	18		
青森	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	1	1	17	0	0
		報告学校数	19	19	19	19	17		
秋田	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	1	1	10	0	1
		報告学校数	12	12	12	12	11		
宮城	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	1	0	12	0	4
		報告学校数	17	17	17	17	16		
山形	報告数	「有」と回答した学校数	0	1	0	1	8	0	0
		報告学校数	8	8	8	7	8		
福島	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	0	0	4	0	0
		報告学校数	4	4	4	4	4		
茨城	報告数	「有」と回答した学校数	0	2	3	0	19	0	1
		報告学校数	21	21	21	21	20		
千葉	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	0	0	2	0	0
		報告学校数	2	2	2	2	2		
埼玉	報告数	「有」と回答した学校数	0	3	2	0	9	0	0
		報告学校数	9	9	9	9	9		
神奈川	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	2	0	6	0	0
		報告学校数	6	6	6	6	6		
山梨	報告数	「有」と回答した学校数	0	2	4	0	13	0	2
		報告学校数	18	18	18	17	15		
新潟	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	2	0	9	0	0
		報告学校数	9	9	8	7	9		
富山	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	2	0	13	0	2
		報告学校数	17	17	17	17	15		
長野	報告数	「有」と回答した学校数	0	2	7	1	34	0	6
		報告学校数	45	45	44	44	40		
岐阜	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	2	1	6	0	2
		報告学校数	8	8	8	8	8		
静岡	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	1	0	2	0	1
		報告学校数	3	3	3	3	3		
愛知	報告数	「有」と回答した学校数	0	1	5	1	21	0	2
		報告学校数	22	22	20	22	23		

「就職ルール」違反等の発生状況			内定 取消	求人 取消	就職ルール 違反	自衛隊の 違法勧誘	求人の増減(昨年比)		
							増	減	不変
滋賀	報告数	「有」と回答した学校数	0	1	5	1	12	0	1
		報告学校数	14	14	14	14	13		
京都	報告数	「有」と回答した学校数	0	1	2	0	9	0	1
		報告学校数	11	11	11	10	10		
大阪	報告数	「有」と回答した学校数	0	1	3	0	9	0	3
		報告学校数	13	13	13	13	12		
兵庫	報告数	「有」と回答した学校数	0	2	3	0	12	0	3
		報告学校数	15	15	15	15	15		
和歌山	報告数	「有」と回答した学校数	0	3	2	2	11	2	0
		報告学校数	14	14	13	14	13		
島根	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	0	1	1	0	0
		報告学校数	1	1	1	1	1		
岡山	報告数	「有」と回答した学校数	0	1	1	0	24	2	10
		報告学校数	38	38	38	38	36		
山口	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	1	1	15	0	2
		報告学校数	17	17	17	17	17		
香川	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	5	0	9	0	1
		報告学校数	10	10	10	10	10		
愛媛	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	0	0	1	0	0
		報告学校数	1	1	1	1	1		
福岡	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	1	0	4	0	1
		報告学校数	6	6	6	6	5		
佐賀	報告数	「有」と回答した学校数	0	0	0	0	2	0	1
		報告学校数	3	3	3	3	3		
長崎	報告数	「有」と回答した学校数	0	1	0	1	5	0	0
		報告学校数	5	5	5	5	5		
北海道・ 東北	報告数	「有」と回答した学校数	0	2	4	4	65	1	8
		報告学校数	79	79	79	78	74		
関東・甲 越	報告数	「有」と回答した学校数	0	7	13	0	58	0	3
		報告学校数	65	65	64	62	61		
北陸・中 部・東海	報告数	「有」と回答した学校数	0	3	17	3	76	0	13
		報告学校数	95	95	92	94	89		
近畿	報告数	「有」と回答した学校数	0	8	15	3	53	2	8
		報告学校数	67	67	66	66	63		
中国・四 国・九州	報告数	「有」と回答した学校数	0	2	8	3	61	2	15
		報告学校数	81	81	81	81	78		
合計	報告数	「有」と回答した学校数	0	22	57	13	313	5	47
		報告学校数	387	387	382	381	365		

II 調査結果の特徴について

1. 内定状況について

(1) 内定率の格差

内定率は75.3%と、調査開始当初の80.1%に次ぐものになりましたが、地域間、課程校種間、男女間の格差があります。

内定率の高い北陸・中部・東海と、内定率の低い北海道・東北との差は、14.2ポイントです。また、全日制職業科と、障害児学校高等部や定時制・通信制との差は約60～40ポイントです。男女間の差は7.6ポイントです。

(2) 不安定雇用

不安定雇用は0.6%でしたが、障害児学校高等部や定時制・通信制はこれを大きく上回っています。障害児学校高等部や定時制・通信制への求人や、就職選考などについて、以下の報告が寄せられています。

- 一般事業所に就職者は毎年数名入るが、障害者枠の求人のため求人票が直接学校に来ない。(青森)
- 障害を持つ生徒の雇用に向けた動きが以前より増してきた。法定雇用率の関係からの動向が主であり、週20時間という雇用カウントギリギリの条件を示している事業所がある。(岐阜)
- 発達障害の生徒の就職について、障害者手帳の取得の無い生徒の就職で苦勞した。(愛知)
- 障害者の雇用が少なく、離職も少なくない。(兵庫)
- 法「改正」後、パート雇用での障害者雇用が以前より増えた。障害者枠での求人(正社員)に、該当企業での現場実習後、相方合意の上で求人票作成、就職選考となった。(香川)
- 全定併置校のため求人票のほとんどが全日制に来ている。よって、定時制ではネット検索や懇談会が中心になってしまう。(宮城)
- 定時制なので、今はしっかりしていても、1・2年時の時の状況について質問してくる企業がいるのは問題である。現在の能力で判断してほしい。求人数は多いが、企業が定めるボーダーラインをクリアしないと内定が得られない。(香川)

2. 就職ルール違反

(1) 内定取り消し・求人取り消し

内定取り消しはありませんでしたが、求人取り消しについては22校から報告がありました。

(2) 内定取り消し・求人取り消し以外のルール違反

①違法質問など

面接試験での違法質問などは、当該生徒が後で担当教職員に報告したものしかわかりません。実際はそれ以上に横行しているのではないかと懸念されます。また、このことを告発する難しさも報告されています。

- 面接時に「家庭環境」を聞いてくる企業が多い。（北海道）
- 家族の職業や勤務先、交際相手の有無、結婚のこと、先輩が退職した理由など、面接時の質問が不適切な会社が4社。（秋田）
- 「なぜ母親はいないのか」など家族構成の質問。（茨城）
- 違反質問については、生徒が落ち着いて判断し、事後の報告をしっかりとできた。（新潟）
- 家族構成、両親の職業等の質問が面接で聞かれている。人事担当者ではなく、社長・会長といった方々がこうした質問をする傾向にあるようだ。（長野）
- 違法質問については、昨年もハローワークに連絡したが、改善が見られず、今年も同等の質問がなされた。毎年求人をいただき、採用されているので、強く要請できない。（兵庫）
- 未だに面接において、家庭の事を詳しく聞かれる会社がある。プライバシーに関することを学校に問い合わせてきた。（和歌山）
- 保護者の職業、兄弟姉妹の人数を聞いてきた。（岡山）
- 親の職業や家の場所を聞いてくる。（香川）

②就職活動の長期化

厚生労働省の「新規学校卒業者の採用に関する指針」には「事業主は、募集採用活動を実施するに当たっては、学生・生徒の就職活動の無秩序化による重複内定が誘発されないためにも、定められた採用選考開始の期日を遵守する等秩序を保つよう努めるものとする。」とあります。高校生の採用選考開始の期日は通例9月中旬で、9月中の選考試験後、1週間で結果通知というスケジュールが関係者の合意になっていました。ところが、この日程を著しく逸脱して長期に及ぶ事例が多く、今回も現場からは次のような声が寄せられています。

- 応募に対して、県内企業の試験日が遅い傾向にある。9月上旬に提出したが、試験は10月末の企業があった。求人票には随時実施とあり、待たされる生徒は不安である。（青森）
- 三次試験まであり、結果が10月中旬になる。（宮城）
- 企業によっては二次試験があり、合否判定の結果が遅い。内定にならない場合、次の試験に影響する。（山形）
- 10月に入ってから採用試験（第1回目）を行なう事業所もあった。（埼玉）
- 9月5日の応募以降、試験日程の連絡がなかった。督促の電話をして理由を尋ねたが、特にこれといった理由を言わず、結局、試験は、11月になって実施された。（神奈川）
- 採用試験の結果通知に3週間以上かかった企業があった（しかも不採用）。なるべく早く結果を知らせてもらわないと、次を受けられなくなる。（山梨）
- 新規高卒をあまりとっていない企業で9月に応募、筆記試験11月1日、面接11月15日という企業があった。（富山）
- 10月10日に応募書類を送って、電話で督促して10月21日に試験、10月29日に電話で問い合わせ、内定に。（長野）
- 9月末に採用試験を行ない10月10日に合否を連絡してくる企業があった。不採用の場合は早めに知らせてほしい。一次の結果が10月10日では、二次募集に出遅れてしまう。（愛知）
- 採用選考自体が10月10日と他の事業所と比較して遅く合否通知が10月20日という事業所があった。不合格であったため、その後の指導が大変困難である。9月中には試験を実施するなどの申し合わせはできないものか。（滋賀）
- 9月5日に応募し、選考日10月7日。結果は不調のケースでは、求人数3に対して5名が応募し内

定2だった。不採用の理由は「基準に達していない」。(京都)

○一次応募の選考日が9月末という事業所があるが、採用にならなかった際に次の応募先が減るため、一次の選考日は9月16日以降早めに設定するよう申し合わせをお願いしたい。(岡山)

③採用の厳選化

厚生労働省の「新規学校卒業者の採用に関する指針」には「事業主は、採用選考を行うに当たっては、学生・生徒の適性、能力に基づき適正に実施するよう努めるものとする。」とあります。高校生に対しては高校生としての能力に基づき選考を実施すべきであり、即戦力や高度なコミュニケーション能力などを判断材料にすることは妥当がありません。就職活動の長期化とも関連しますが、企業が高校生に対しても、即戦力を求めているのではないかと思われる事例などが報告されています。

○県内求人、応募は何人でも良いと言われて多数応募したが、合格者は学校で1名とか、学科で1名という会社があった。(青森)

○女子は職種も限られるし、知っている会社名から選ぶ傾向が強い。また、昔と違い、販売でも飲食でも従業員を管理・指導する能力が求められている。(埼玉)

○事前に高校側の希望者数を確認され、その通りの数を受験させた。しかし、ことごとく不合格という結果が届き驚いた。選抜なので当然のことであるが、期待させるような人数確認は不要だと考える。(富山)

○採用基準の厳しさが増している。(長野)

○5次面接まであった企業あり。結果的に生徒は途中断念した。(岐阜)

○適性検査(結局は面接)でダメという会社が多い。おとなしい生徒が落ちてくる傾向が強い(愛知)

○地元の企業であるが、求人数を下回る内定者数で一次選考をしている。本校としては優秀な生徒として校内選考をして送っているのだが、企業の基準に合わないという理由で採用がかなわなかった実態あり。ハローワーク等と連絡を取り合いながら協議していく方向である。(滋賀)

○大手企業の求人増は、有り難いが、本校のような普通科では、職業科に比べて、求人開拓は以前と同じく厳しい。成績が良くても、おとなしくコミュニケーション能力に乏しい生徒は不採用となった。「即戦力」の人材を高校生に求めるのは性急すぎないか？人材育成の体力と持続力を企業に求めたい。(滋賀)

○製造業の工場では、3倍枠以内の応募者でも基準が厳しく、不合格としている企業が多い。工場の二次募集で女子も採用したいというお電話だったので応募したが、応募者のうち女子は1名であったが不採用だった。(滋賀)

○真面目でおとなしい性格の生徒の就職内定が困難。体力やアピール力を持っている生徒を採用する傾向にある。無遅刻無欠席、成績良好だけでは評価されない。(京都)

○ネット求人の応募が増えているが、職安の指導が行き届いてないのか、10倍以上の倍率であったり、求人数を超える応募がありながら、内定数その数に満たなかったり、企業の横暴が目立つ。(大阪)

○大学生や専門学校生と同じ時期に試験をし、競合させられることがあった。基礎学力・学校生活(部活動などの特別活動)がすぐれていないと、求人が多くなった今年でも内定しない。また、世間でいう優良企業になると指定校制を崩さない。(岡山)

- 大学生や専門学校生と同じ時期に試験をし、競合させられることがあった。基礎学力・学校生活（部活動などの特別活動）がすぐれていないと、求人が多くなった今年でも内定しない。また、世間でいう優良企業になると指定校制を崩さない。（香川）
- 一次試験で不採用を出した企業から、すぐに二次募集がきた。（長崎）

④就職選考内容の変更など

- 求人票には就職試験についての記載がありますが、これの変更などが報告されています。
- 求人票ではわからなかったが、三次面接まで課す企業があり、時間と交通費の負担が大きかった。（山梨）
 - 求人票には書類選考のみとは記載されていないのに、9月10日頃に不採用の通知が来た。（山梨）
 - 求人票に明記されていない内容を面接試験の最中に示された事例があった（正社員の募集にもかかわらず、条件を変えて生徒に提示）。これについては、会社と確認し、正社員で対応してもらった。（長野）
 - 応募書に、保証人・本籍記入などがあり、ハローワークへ報告した。その企業は来年から見直すとのこと。（新潟）
 - 応募書類に病院の健康診断書を求める企業があった。6,000円と結構負担である。（長野）

⑤学校生活への支障

- 内定後、平日にオリエンテーション等を実施する企業があり、学校生活に支障が出ている。（宮城）
- ある会社は内定者を集めて、11月中旬（平日・授業日）に社内パーティを開き、そこで紹介するイベントを毎年、行っているが、冊子「採用と人権」ではそのような催しは禁止になっているのに、地元の職安も助言しかない。（大阪）
- 入社前研修をする企業も多いが、卒業後に行ない、生徒・学校の日程も確認してくれる。アルバイトという形式での研修を行なう企業もある。（兵庫）

⑥自衛隊の勧誘

- 今回も自衛隊の勧誘が学校外で執拗に行われていることなどが報告されています。
- 自衛隊が9月16日以前に、個人宅に行き勧誘活動をしている（北海道）
 - 自衛隊に関して、9月15日以前の勧誘、学校を通さない勧誘（自宅訪問）があった。校内で説明会と自衛隊への志願願書記入を自衛官の指導の下、行なっていた。（北海道）
 - 自衛隊の勧誘の際に、県内の高校比較のような表を提示した。偏差値や受験可否の人数が書かれたものであった。（滋賀）
 - 自衛隊の勧誘については、「消防希望者に併願として希望があるか確認する」と言った次の日に、名前も言っていないのに、その生徒の家に担当者が説明に行くと聞き、不気味に思った。情報の入手先は自衛隊のイベント、市町村の公式機関とのことだが。（山口）

3. 求人数と求人内容

求人数は「増加している」とした学校数が回答数の8割を越えました。賃金が上昇した求人がある一方で、不安定雇用や、求人票の記載から劣悪な労働条件であることがうかがえる求人も増

えています。

- ボーナス等、条件が良くなっている企業が増加している。（北海道）
- 昨年度まで準社員を求めていた企業が、今年度は正社員に替えるといったケースが数社見られた。（北海道）
- 給与の面で、昨年より基本給で1,000円、賞与で0.6月上昇。（愛知）
- 販売・現業・介護が求人票、好調に伸びている。初任給11万円台がほぼなくなっている、悪くて12万円台。（大阪）
- 運送業、建設業、介護職等で高賃金の求人が目につく。（岡山）
- 建設・介護が激増。請負・派遣などアウトソーシングも増加。製造は変わらない。（愛知）
- 昨年度から高卒求人「不安定雇用」がパラパラ見られるようになった。サービス業を中心に求人数増。（京都）
- 雇用期間一年で、原則更新という企業があった。（兵庫）
- 求人内容で、医療・福祉・理美容が増加している。契約社員の求人が7社。（和歌山）
- 介護職、美容師見習いが多い。（岡山）
- 理美容・介護・警備員が多い。準社員・契約社員の求人が増えている。（山口）
- 建設業・製造業・福祉（介護職）が特に増。低賃金・労働時間（残業時間）が長い。賞与・昇給実績の明示が少ない。（宮城）
- 基本給の欄に「業績見合手当131,000円」という求人有り。歩合的な手当にもかかわらず、基本給の欄に表示していいものか疑問。（宮城）
- 建設業・運輸業が増加、製造業も好調。県外の建設業関係が急増。接客・飲食業の給与で、先に残業手当を含んだ求人内容が出現。（山梨）
- 育児休業のない会社が多く、介護・看護の休業はさらに少ない。長く働き続けられる条件はまだまだ整っていない。（長野）
- 販売の正社員は、女子に人気であるが、給与が低く、アパレル系は社販（社員として自社ブランドを購入）するタスクがある。（滋賀）
- 日給月給が多い。（兵庫）
- 一時金については、昨年実績を記入するのだが、記載のない事業所が多い。（香川）
- 運送関係の職種が増加。製造業で24時間労働交代制の企業が多い。（福岡）

4. 行政による就職支援

就職支援員の配置やハローワークとの連携を求める声が寄せられています。

- 進路支援員がいなくなり、事務量が増加して忙しい。（茨城）
- ハローワークのご尽力により、不採用になった生徒の希望にあった求人を開拓していただき、大変助かっています。（富山）
- 就職支援員の打ち切りで、進路係の就職担当が多忙になり、支障が出ている。（長野）
- 就職担当の負担が大きい。県の責任で持ち時間数減の措置を取ってほしい。（愛知）
- ハローワークの協力で学卒ジョブサポーターの援助、ジョブフェアの開催などにより、地元就職者が増えている。（島根）

5. 早期離職など

早期離職については、以下のような記述がありました。

- 県内各地の内定率は、前年同時期に比べて5～10%増加している。内定が安易に決まっていることから就職後にすぐ離職してしまうものが出てくるという不安もある。（福島）
- 求人倍率はあるが、応募企業は限られている。人気企業に応募する傾向がある。求人件数が増えたので、就職は楽だと、安易に考えてしまうのが危険である（とりあえず就職＝ミスマッチ＝早期離職）。（茨城）
- 景気や世間の噂に影響され、求人数を増やした事業所なども見られるため、来年度の反動が心配。今年度、苦勞をしないで内定をもらった生徒の定着が心配。（新潟）
- 今年春の就職者1名が残業手当等で社長と対立し、パワハラを受け6月に退職した。（愛知）
- 低賃金（基本給の低さ、賞与がない、退職金もない等）、夜勤（労働時間の問題）等の課題を抱える求人が、少なくとも見受けられる。これで高卒生の生活設計が成り立つのか、希望を持って仕事に専念できるだろうか。全体的な労働条件の引き上げが望まれる。（山形）

III 高校生の未来を保障するために ～安定した雇用を保障するために実効ある対策を～

以上より、高校生の就職保障のために実効ある対策が必要です。厚生労働省はじめ関係省庁には次の対策をとるよう求めます。

- (1) 求人の拡大に向けていっそうの努力を行う。とくに大企業が積極的に求人を出して雇用に対する社会的責任を果たすよう、政府は指導性を発揮する。
- (2) 高校生の求人の多くを担っている中小企業の支援策を強化する。
- (3) 卒業予定者の内定に向けて引き続き全力をあげるとともに、未就職者対策をさらに強化する。未就職となった新卒者に対して、失業給付の支給などの特例措置を実施する。求職者支援法を充実・改善するなど、未就職者対策を抜本的に強化する。
- (4) 高校生の就職支援を強化するため、就職支援員の増員や期間の延長を図る。
- (5) 高校・大学生の就職における人権侵害を根絶し、就職ルールの確立に向けたとりくみを強化する。「新規学校卒業者の採用に関する指針」の内容を発展させて、新卒者の就職ルールの法整備をはかる。
- (6) 厚生労働省の「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」や全労連作成の「権利手帳」、自治体作成のハンドブックなどを活用して、高校生に対して労働法や働くルールの学習をすすめる。高校生や教職員などからの相談窓口の体制を強化する。
- (7) 求人票の内容を調査し、労働基準法や男女雇用機会均等法などに違反するものを是正する。
- (8) 自衛隊の就職ルール違反については是正指導をおこなう。

以上